

飼い主になるための15条件

相模原市生活衛生課

次の項目について、該当する場合は○、該当しない場合は×を記入してください。

1	原則として、相模原市内に在住で、18歳以上であること。	
2	譲り受ける猫を適正に飼養管理し、終生飼養すること。	
3	ご家族全員が飼養に関して賛成し、協力的であること。 なお、猫の状態によっては、次の事項に該当する場合は、譲渡をお断りする場合があります。 ◆ご家族に、動物に対するアレルギー症状を呈する方がいらっしゃる場合。 ◆ご家族全員が60歳以上である場合や、就学前のお子様がいるご家庭である場合。	
4	【飼養者が単身者の場合】 飼養者に万が一のことがあった場合、猫の終生飼養を継続できる概ね60歳までの成人の保証人が別について、飼養者本人及びその保証人が、譲渡決定後の猫の譲渡し時に提出いただく誓約書に署名のうえ、遵守事項をお守りいただけること。	
5	猫の飼養が可能な住宅環境であり、完全屋内飼養を実施すること。 また、賃貸住宅や集合住宅の場合、猫が飼養可能なことを証明する契約書等の写しを提出すること。	
6	譲渡元の飼い主が指定する猫の特性に応じた飼養管理を実施すること。	
7	譲り受ける猫の不妊去勢手術の実施について、同意いただけること。 なお、子猫で不妊去勢手術が未実施の場合は、指定期間内にその手術を受けさせ、生活衛生課に報告すること。	
8	譲り受ける猫に定期的な予防注射接種や健康診断を受けさせ、また、当該猫がなんらかの病気治療中の場合、継続治療を実施すること。	
9	【既に自宅で飼養している猫がいる場合】 ◆現在、飼養している猫が不妊去勢手術を実施していない場合、譲渡をお断りする場合がありますことについて了承いただけること。 ◆飼養するすべての猫について、完全屋内飼養を実施すること。	
10	飼養する猫の頭数の合計(譲り受ける猫を含む)が、自宅の部屋数(DK・LDKは2部屋と数える)を超えないこと。	
11	譲り受ける猫にマイクロチップや迷子札等を装着し、所有者明示をすること。	
12	譲り受けた猫を無断で他者に譲渡しないこと。 また、当該猫を利用して営利を目的とした行為は行わないこと。	
13	譲渡の際に、譲渡の確認のため、新しい飼い主と当該猫の写真を撮影することを了承いただけること。	
14	不妊去勢手術費用、ワクチン接種費用及びウイルス検査費用等の実費を負担していただけること。 ※猫の月齢や健康状態によって実施された処置及び費用は異なります。	
15	【新しい飼い主になった後、やむを得ない事情で飼養困難になった場合】 ◆遺棄・放棄したりせず、解決に向け全力を尽くすこと。 ◆生活衛生課に連絡すること。	